

地方分権改革推進本部関連資料

地方分権改革推進本部の設置について

平成 25 年 3 月 8 日

閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
本部員	他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により設置された地域主権戦略会議は、これを廃止する。

5. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

第3回 地方分権改革推進本部 議 事 次 第

平成25年9月13日(金)
9 : 4 0 ~ 9 : 5 5
於 : 官 邸 4 階 大 会 議 室

○次第

- 1 開会
- 2 国から地方への事務・権限の移譲等について
- 3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
- 4 地方分権改革の総括と展望について
- 5 閉会

○配布資料

- 資料1 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について(案)(要旨)
資料2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について(案)
資料3 第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
資料4 地方分権改革の総括と展望について

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する 当面の方針について(案)【要旨】

<H25.9.13 地方分権改革推進本部決定>

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

(1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1)：44事項

※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。

(2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2)：29事項

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3)：3事項

※ 例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供

(4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4)：24事項

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等

各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限（44事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人（広域）の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限（29事項）

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限（3事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限（24事項）

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）

〔平成25年9月13日
地方分権改革推進本部決定〕

1. 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2. 当面の方針」のとおり推進する。

2. 当面の方針

- （1）別紙1の事務・権限については、地方公共団体に移譲する方向で見直す。

その際、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、その結果を本年中に見直し方針として取りまとめる。

- （2）別紙2の事務・権限については、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）に加え、当該事務・権限と関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を（1）の見直し方針に盛り込む。

- （3）別紙3の事務・権限については、「見直しの方向性」欄に記載のとおり、地方公共団体への移譲以外の見直しを着実に進める。

(4) 別紙4の事務・権限については、各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を(1)の見直し方針に盛り込む。

(5) 以上の結果、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙2)

関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限
 (各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

(1) 各府省が都道府県に全国一律に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-1	法務省	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-2	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
2-3	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)に基づく精神保健指定医に係る指定医証の交付等	左欄に掲げる事務・権限に加え、精神保健指定医の指定、職務停止命令等も移譲することの可否
2-4	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定感染症指定医療機関の許認可、命令も移譲することの可否
2-5	厚生労働省	医師等の臨床研修施設等の指導監督	左欄に掲げる事務・権限に加え、施設指定等も移譲することの可否
2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)に基づく食品関連事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-7	経済産業省	工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、認証製造業者等への措置命令も移譲することの可否
2-8	経済産業省	商工会議所法(昭28法143)に基づく商工会議所の定款変更等	左欄に掲げる事務・権限に加え、設立認可、不利益処分、監督等も移譲することの可否
2-9	経済産業省	ガス事業法(昭29法51)に基づくガス用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売事業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-10	経済産業省	割賦販売法(昭36法159)に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否 ②前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する許可、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-11	経済産業省	電気用品安全法(昭36法234)に基づく電気用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-12	経済産業省	家庭用品品質表示法(昭37法104)に基づく家庭用品の製造業者・販売業者(卸売業者に限る。)・表示業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否 ②卸売業者に対する指示、公表も移譲することの可否
2-13	経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-14	経済産業省	消費生活用製品安全法(昭48法31)に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-15	経済産業省	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭51法88)に基づく揮発油販売業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①揮発油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、指示、公表等も移譲することの可否 ②軽油販売業者及び灯油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否
2-16	経済産業省 農林水産省	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54法49)に基づく特定事業者、特定荷主等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令等も移譲することの可否
2-17	経済産業省	資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)に基づく指定表示事業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-18	経済産業省 環境省	特定家庭用機器再商品化法(平10法97)に基づく小売業者及び製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-19	環境省 経済産業省	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)に基づく認定事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)に基づく特定容器利用事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-21	環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否 ②経済産業省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-22	環境省 経済産業省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査	国土交通省所管分の事務・権限の移譲の可否

(2) 各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-23	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律(平14法99)に基づく特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令も移譲することの可否 ②全国一律に移譲することの可否
2-24	総務省	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)、研究開発(国の委託研究)、地域振興等(地方公共団体に対する助成)	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-25	農林水産省 国土交通省	土地改良法(昭24法195)に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新(財産権、水利権等を含む。)に関する事務(国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。)	移譲に伴う財源措置

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-26	経済産業省	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平17法85)に基づく総合効率化計画の認定等	国土交通省及び農林水産省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-27	国土交通省	国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む。)	移譲に伴う財源措置
2-28	国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄河川の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映
2-29	国土交通省	・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映